

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置の一部緩和

2021年4月15日

・4月14日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報についてレベル2（オレンジ）を継続しつつ、制限措置の一部を緩和する旨発表しました。

●クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報についてレベル2（オレンジ）を継続しつつ、制限措置の一部を緩和する政令を発表しました（4月15日から4月22日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです（緩和部分は「」表示）。

1 営業・実施が不可となるもの。

・エンターテインメント、文化関連イベント等を実施するための施設（ライブハウス、劇場、映画館、博物館など）。

・レセプションなどのイベントを実施するための施設。

・展示場、会議場、スポーツイベント実施のための施設。

・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。

・共有スペースにおける人の密集を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。

・不要不急の夜間外出（「23時～翌5時」）

・公共道路におけるアルコール飲料の消費。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

・一般商業活動：9時～19時、月～土。日曜日はデリバリーのみ。

・美容室など：「9時～22時、月～土」。日曜日は営業不可。

・スポーツジムなど：6時～23時、月～土。日曜日は営業不可。

・ショッピングセンター：「11時～22時、月～土」。日曜日はデリバリーのみ。

・レストラン、軽食堂など：10時～23時、月～土。日曜日はデリバリー、ドライブスルー、テイクアウトのみ（23時まで）。

・パン屋など：「6時～23時」、月～土。日曜日は7時～18時まで。店内での飲食は不可。1世帯1名まで入店可。

・スーパーマーケット、食料品店など：「6時～23時」、月～土まで。日曜日はデリバリーのみ。

3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の「70%」までとする。

4 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人単位での運動を屋外で実施することは可とする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-segue-na-bandeira-laranja-novo-decreto-altera-horario-de-funcionamento-de-atividades/58602>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp